

# 文京区補助金等チェックシート

所属 区民部経済課

## 1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区商店街販売促進事業補助金								
根拠規定等	文京区商店街販売促進事業補助金交付要綱								
創設年月	平成	2	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	23年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	23	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	3年		
見直しの内容	様式の変更								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	4産業経済費	1商工費	2商工振興費	13商店街事業補助	1商店街販売促進事業補助	152			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

## 2 補助金の概要

補助目的	商店会が独創的な催事を計画し、又は実施する事業を支援するため、当該事業を行おうとする商店会に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、商店街の活性化を図り、もって区民に親しまれる商店街づくりを推進することを目的とする。					
補助事業等の内容	商店会が独創的な催事を計画し、事業の実施に要する経費の一部を補助する。					
補助対象経費の内容	本事業の実施に要する対象経費から売上、寄付金等を差し引いた額とする。					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 構成員の数がおおむね20店舗以上を擁する未組織の商店会又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された商店街					
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2(上限あり) } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 }					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕  〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	区商店会向け事業説明会を年度末に開催し、本事業について周知している。					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	商店街の活性化に資する。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	商店会等が独自に行うイベント等の事業に対する補助をすることは、まちのにぎわいに欠かせないため区の政策に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	地域の暮らしを支える生活基盤である商店街に区が補助すべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	区内商店街の活性化に影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	各商店会に対し、周知を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	本事業要綱に基づき適正に交付決定をしている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	地域のにぎわいを創り出す催事等を行うにあたり、金銭的負担の軽減の観点から補助金の交付は適切である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	商店街の活性化に資する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	商店街の活性化に資する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区内商店街の活性化を通じて区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	当該補助金交付要綱に基づき、交付を執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	商店街の活性化の一環で行われている商店会独自の催事等は、地域のにぎわいを創り出す欠かせない存在のため、補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	区への事業実績報告書及び収支決算書の提出によるチェックを行っている。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	26	24	15	14
決算(予算)額	6,993	7,253	4,189	4,575
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	6,993	7,253	4,189	4,575
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	区内商店会等のべ15件に交付した。 各商店会等では、イベントの定着や売上・来客の増加等につながっている。			

### 5 課題及び今後の方向性

文京区及び東京都の補助要件や規約等を各商店街に分かりやすく説明し、円滑に補助事業を行えるよう工夫していくことで、より商店街にとって利用しやすい事業としていく必要がある。また、既存の補助金申請商店会だけでなく、イベント実施を検討しているが開催するまでには至っていない商店会に対しても補助事業の周知を行い、より多くの商店会の活性化に寄与していく必要がある。